

薬生食輸発0717第1号
令和元年7月17日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産花椒のアフラトキシン及びブラジル産ブラジルナッツ加工品のアフラトキシン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号(最終改正:令和元年7月8日付け薬生食輸発0708第1号)にて通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、中国産花椒からアフラトキシンを検出したこと、また、輸入時の自主検査において、ブラジル産ブラジルナッツ加工品からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
花椒(学名: <i>Zanthoxylum bungeanum</i>)及びその加工品(花椒を30%以上含有するものに限る。)		総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加し、

2. 別添1のブラジルの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ブラジルナッツ加工品（ブラジルナッツを30%以上含有するものに限る。）		総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を追加する。